

犯罪被害者のための 経済的支援

国選被害者参加弁護士制度

被害者参加制度を利用する場合、国費により被害者参加人のための弁護士を法テラスから選定してもらおうことができます。

※国選被害者参加弁護士制度を利用するにあたっては、私選弁護士に依頼するだけの資力がないこと(現金・預金等の合計額から利用請求日より6か月以内に支出する費用の額(治療費など)を差し引いた額が200万円未満)が条件になります。

日弁連による犯罪被害者法律援助

生命、身体、自由又は性的自由に対する犯罪及び配偶者暴力、ストーカー行為による被害を受けた方又はその親族若しくは遺族の方が、刑事裁判、少年審判等手続、行政手続において、弁護士による支援を受けて活動する事を希望する際に、弁護士費用等を援助する制度です。

※国選被害者参加制度の資力基準と同じ条件を充たす必要があります。

法テラスによる民事扶助制度

損害賠償令制度や民事訴訟を弁護士に依頼する場合、法テラスに弁護士費用を立替払いしてもらうことができます。立替払いされた弁護士費用は、利用された方が法テラスへ月々分割払いで償還していくこととなりますが、所定の条件を満たせば償還猶予・免除の制度もあります。

※民事扶助制度を利用するにあたっては、利用される方の資力が一定の基準に達しないことが条件になります。

犯罪被害者支援に関する ご相談窓口

犯罪被害者支援センター (電話相談・面接相談)

092-738-8363

毎週火曜日・金曜日
午後4時から午後7時まで

福岡県弁護士会に所属する弁護士のうち、研修を受けた者が電話相談や面接相談に応じます。また、代理人や被害者参加弁護士として裏面の各種制度の利用や参加を支援するほか、告訴・告発や犯罪被害者給付金の申請の支援、マスキミ対応などの活動も行っています。電話相談は無料で、電話相談後の面接相談も初回無料ですので、お気軽にご連絡ください。

※電話相談は無料で、電話相談後の面接相談も初回無料ですので、お気軽にご連絡ください。

法律相談センター (面接相談(要電話予約)・有料)



ナ
ヤ
ミ
コ
ム
ニ
0570-783-552

福岡県弁護士会に所属する弁護士が、県内にある最寄りの法律相談センターで、犯罪被害者を含む法律問題の相談に幅広く応じます。



犯罪被害に遭われた方へ

～相談窓口のご案内～

犯罪被害に遭われた方が直面する様々な困難と不安に対し、弁護士によるサポートがあります。



福岡県弁護士会
犯罪被害者支援に関する委員会

犯罪被害に遭われた方、 遺族の方へ



犯罪被害に遭われた際、刑事手続がどのようなおこなわれ、またどのような支援が受けられるのか、様々な困難に直面するとともに大きな不安をお持ちかもしれません。被害者の方には、その受けた被害を回復・軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援を受け、また刑事手続に適切に関与できる権利(被害者参加制度・損害賠償命令制度など)があります。

もともと、被害者参加制度や損害賠償命令制度を利用することができる犯罪には条件がありますので、被害に遭われた事件について被害者参加制度や損害賠償命令制度の利用ができるか、まずは本リーフレット裏面記載のご相談窓口へご相談下さい。

なお、損害賠償命令制度や被害者参加制度の対象外の犯罪についても、弁護士による支援が可能です。

損害賠償命令制度

被害者の方が受けた損害を早期に回復するための制度があります。

殺人、傷害等の一定の事件(但し、自動車運転過失致死傷等の過失犯、強盗等の財産犯は除かれます)では、被害者またはその相続人の方が、刑事事件が終結する前に裁判所へ損害賠償命令の申し立てをすることで、4回以内の審理によって加害者に対して損害賠償を命じる決定を得られます。

被告人に資力がある場合は、速やかな被害回復が可能となります。

被害者参加制度

加害者の刑事裁判がおこなわれるとき、犯罪被害者として加害者の法廷での言い分を知りたいなどの希望をお持ちの場合、加害者の刑事裁判に対し、被害者として裁判に関わるための制度があります。

殺人、傷害等の一定の重大事件(但し、強盗等の財産犯は除かれます)の被害者やその親族(遺族)の方は、加害者の刑事事件に参加して、検察官と打ち合わせたり、法廷で証人に対して尋問したり、被告人に対して質問したり、意見を述べたりすることができます。

その際、法的な見地から被害者をサポートする弁護士が「被害者参加弁護士」として、被害者の方に代わって出席、質問したり、求刑についての意見を述べたりできます。



少年事件への審判傍聴制度等

少年事件も被害者に配慮した制度があります。加害者が少年(20歳未満)の場合、少年は家庭裁判所で少年審判を受けることとなります(少年保護事件)。少年保護事件では、審判手続は一般には公開されておらず、審判の状況や結果も通常は知ることができません。しかし、少年事件の被害者やその法定代理人(親権者等)、遺族の方は、一定の重大事件については、家庭裁判所に申し出をすることで、事件記録の閲覧・謄写ができます。また、少年に対する審判の状況について説明を受け、結果について通知を受けたりすることができ、実際に審判を傍聴し、意見を述べることが可能です(但し、事案によっては裁判所が申し出を認めない場合があります)。

弁護士による支援活動

弁護士による支援活動は、損害賠償命令制度や被害者参加制度、少年事件への審判傍聴等にとどまらず、多岐にわたります。

もちろん、損害賠償命令制度や被害者参加制度の対象外の犯罪についても、弁護士による支援が可能です。被害に遭われた事件について以下のようなお希望や疑問等がありましたら、本リーフレット裏面記載のご相談窓口へご相談下さい。

- 加害者を告訴したい。被害届を出したい。
- 被害者のための補償制度を教えてください。
- 被害者給付金の申請をしたい。
- ストーカー行為をやめさせたい。
- 加害者から被害弁償の話が来ているが、どう対処していいかわからない。
- 弁護士を依頼するときの費用はどのくらいかかるのか知りたい。
- 刑事裁判の手続について教えてください。
- 刑事裁判の状況等を知りたい。
- 刑事裁判の記録をみたい。
- 刑事裁判を傍聴したい。
- マスキングの取材に困っている。...etc.

